

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成28年3月25日

規則第28号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(題名改正〔令和6年規則50号〕)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第1号）を建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(追加〔平成29年規則45号〕)

(要確認特定建築行為等の取りやめの届出)

第3条 法第2条第1項第4号に規定する建築主（法第12条第1項に規定する国等の機関の長を除く。）又は同項に規定する国等の機関の長は、法第11条第6項又は第12条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）を取りやめたときは、要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）取りやめ届書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。

(追加〔平成29年規則45号〕、一部改正〔令和3年規則9号〕)

(建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第4条 法第15条第1項の規定に基づく報告は、建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第3号）により行わなければならない。

(追加〔平成29年規則45号〕)

(適用除外)

第5条 政令第4条第2項第4号及び第5号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号及び第4号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして知事が認める建築物とする。

（追加〔平成29年規則45号〕、一部改正〔令和5年規則44号〕）

（設計内容説明書）

第6条 省令第3条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

（追加〔平成29年規則45号〕）

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付）

第7条 省令第13条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項に規定する申請が、省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第8条から第12条まで 削除

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

第13条 法第29条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第6号）を局長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号〕）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第14条 局長は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

（一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号〕）

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第15条 法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号・5年44号〕)

(一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号・5年44号〕)

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告)

第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書(様式第9号)を局長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成29年規則45号・令和5年44号〕)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第18条 局長は、法第34条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号〕)

(設計内容説明書)

第19条 省令第20条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

(追加〔平成29年規則45号〕)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第20条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。)の住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(一部改正〔平成29年規則45号・令和3年9号〕)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第21条 省令第28条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費

性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項に規定する申請が、省令第25条の軽微な変更該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第11号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（追加〔平成29年規則45号〕）

（書類の提出部数）

第22条 法、省令及びこの規則により局長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 省令別記様式第1による計画書、省令別記様式第2による変更計画書、省令別記様式第11による計画通知書及び省令別記様式第12による計画変更通知書（添付図書及び添付書類を含む。） 正本1部及び副本2部

（2） この規則により局長に提出するもの（建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第10号）を除く。） 正本1部

（3） 前2号に掲げる書類以外のもの 正本1部及び副本1部

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

附 則（平成29年3月31日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）第8条第1号アに掲げる者があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画について同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における同法第29条第1項若しくは第31条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請については、当該改正前の規則第8条第1号アに掲げる者をこの規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）第20条第1号に定める

者とみなして、同条及び改正後の規則第26条の規定を適用する。

3 改正後の規則第27条の規定は、施行日以後に提出する書類について適用し、施行日前に提出した書類については、なお従前の例による。

4 改正後の規則に定める様式は、施行日以後に提出し、又は報告する届書又は報告書について適用し、施行日前に提出し、又は報告した届書又は報告書については、なお従前の例による。

5 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月12日規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第9号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成する報告書等について適用し、同日前に作成した報告書等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第44号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届書等又は交付する証明書について適用し、同日前に提出した届書等又は交付した証明書については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所

[]

在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日付けで提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画について、提出又は通知を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 提出又は通知に係る建築物の位置
- 2 取下げをする理由

(A 4)

様式第2号（第3条関係）

要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）取りやめ届書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日付け岩手県指令 第 号で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物について、要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の位置
- 2 取りやめをする理由

(A 4)

建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書

年 月 日

広域振興局長 様

報告者 住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定に基づき報告の求めのあった同法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 報告に係る建築物の位置
- 2 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

(A4)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書

第 号
年 月 日

様

広域振興局長印

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更に該当していることを証明します。

- 1 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画
変更する計画に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
 - (1) 認定通知書番号 第 号
 - (2) 認定通知書交付年月日 年 月 日
 - (3) 認定通知書交付者
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 変更に係る建築物の位置
- 4 変更に係る建築物又はその部分の概要

(A4)

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届書等又は交付する証明書について適用し、同日前に提出した届書等又は交付した証明書については、なお従前の例による。